

令和 7 年度 第 2 回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
場 所	県庁本館 4 階 特別会議室
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順）（委員 18 名） 秋本 智彦、浅見 佳世、伊丹 雅治、井上 隆夫、小野寺 郷子、木村 浩之、 小杉山 晃一、小南 陽亮、五明 玲子、近藤 多美子、齋藤 寛、塩沢 秀明、 中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、望月 鉄彦、山本 早苗 事務局（県側出席者）（16 名） 縣くらし・環境部長、杉本くらし・環境部長代理、望月くらし・環境部理事 （水資源担当）、伏見くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）、佐藤くらし・ 環境部参事兼環境政策課長、大川井くらし・環境部参事（自然共生担 当）兼環境ふれあい課長、清環境局長、小林環境局参事、寺澤自然保護課 長、浅見鳥獣捕獲管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物 リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岩本盛土対策課長、 阿部衛生課長
議 題	1 審議事項 ・第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第 6 期）の変更 2 諮問事項 ・「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の 見直し ・富士川圏域流域水循環計画の策定 3 報告事項 ・温泉部会審議結果
配布資料	・令和 7 年度第 2 回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・審議事項 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第 6 期）の変更【資料 1】 ・諮問事項 「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の 見直し【資料 2】 富士川圏域流域水循環計画の策定【資料 3】 ・報告事項 温泉部会審議結果【資料 4】

1 議事

(1) 審議事項

- ・第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更

(2) 諮問事項

- ・「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の見直し
- ・富士川圏域流域水循環計画の策定

(3) 報告事項

- ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 18 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 審議事項

(会長)

皆さんこんにちは。雨の中ご苦労さまでございます。雨の中、せっかく来られたので、活発な意見と質問等をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願い致します。本日は、審議事項が 1 件あります。「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第 6 期）の変更」について、審議を行ないます。これについては、審議を鳥獣保護管理部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、鳥獣保護管理部会長からご報告をお願いいたします。

(鳥獣保護管理部会長)

では、着席のまま報告させていただきます。令和 7 年 6 月 4 日付け環自第 115 号により諮問、部会に対して付託された「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第 6 期）の変更」について、検討の結果、別記のとおり変更することが適当であることを報告します。

では、スライドをご覧ください。お手元にも同じ資料があるかと思えますけれども、今回の変更につきましては、新たに島田市の区域を、旧川根町から旧金谷町と旧島田市を追加して島田市全体とするということで、対象の区域を拡張しているというのが変更事項ということになります。

事務局からの説明ですけれども、島田市におきまして、旧川根町と同様に、旧金谷町や旧島田市で防護柵を設置した植林地や農地などにカモシカが侵入し、被害を及ぼしているということがありました。有識者で構成する静岡県カモシカ管理検討委員会で協議した結果、拡大について支障がないと判断されています。防護柵の設置、ニホンジカの捕獲を優先し、特別天然記念物であるカモシカの捕獲については最小限とするということで説明を受けました。

部会からは、「ニホンジカとカモシカを一体として考えた被害対策を検討しつつ、ニホンジカによる被害とカモシカによる被害を区別することが可能であれば、データ収集をしておくことが今後の管理計画につながる」。それから「カモシカ単独で生息数調査をすることは難しいが、ニホンジカやクマと併せてセンサーカメラで撮影することにより、広範囲で実態を把握していくとよい」という意見がありました。

審議の結果、特に附帯事項なしで、島田市（旧川根町）に旧金谷町と旧島田市を追加するということで変更するという結果になりました。以上、ご報告いたします。

(会長)

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。それでは質問等をお願いします。はい、どうぞ。

（委員）

ありがとうございます。天然記念物であるカモシカも増えているけれども、カモシカはニホンジカと違って、たしかウシ科の動物なので単独で生息するというようなことを聞いていて、なかなかカモシカ自体がどんなふうになっているかというのを調査するのは難しいというふうに聞いているんですけど、先生の言われたように、「ニホンジカとカモシカを一体として考えた被害対策を検討しつつ、ニホンジカによる被害とカモシカによる被害を区別することが可能であれば」というふうに書かれていて、具体的にこれはどういうふうにするのかなということと、島田市全体だということは、例えば藤枝とかは大丈夫なのかというのが気になったので、それを教えてください。お願いします。

（鳥獣保護管理部長）

ある程度は部会で議論しましたので、事務局から補足はあると思いますけれども、まずニホンジカとカモシカの区別ということなんですけれども、原則として、加害個体を特定した上で、その加害個体をどのように排除していくのかということで、やみくもにカモシカの数減らすという計画ではまずないということと、それから実際どれだけ精密な区別ができるかどうかは別にして、ニホンジカとカモシカをDNAなどを使って区別するという手法も採用されています。ですから、ある程度は区別できるということと、それから加害個体を特定した上で対処するというあたりで、必要以上のカモシカに対する圧力は避けられるのではないかと考えています。それからもう1つ、藤枝なんですけれども、被害実態についての報告も部会で受けましたが、確かに藤枝市でも同じようにカモシカと思われる被害は報告されているんですが、今のところ藤枝市のほうから「対象区域にしてくれ」という話は出ていないということなので、今回の変更には含まれていません。

（委員）

ありがとうございました。DNAを使って加害個体を特定してというようなことで、よく分かりました。藤枝についても分かりました。

（会長）

委員、いいですか。

（委員）

はい。

（会長）

もう少し詳しい説明まで誰か持っていたんじゃないのかな。

（委員）

そうですか。事務局で補足があればお願いします。

（鳥獣捕獲管理室長）

すみません。事務局の鳥獣捕獲管理室長でございます。カモシカの判別につきましては、1つは、センサーカメラによって、その被害地で映っているかどうか。実際捕食している状況もセンサーカメラで捉えられたりする。それからもう1つ、先ほど鳥獣保護管理部長のほうからもう説明ありましたが、DNAの識別キットということで、これは被害された葉っぱとかを取って、そこから試料でDNAの検査キットというのがございまして、それにかけて調査すると、ニホンジカの食べた跡なのかカモシカの食べた跡なのかということが判別できます。そういうもの

も利用できます。ただ、新鮮な食べ跡じゃないとなかなか分からなかったりしますが、一応そういうのを使って判別するということをしております。

（委員）

ありがとうございました。なかなか大変だと思うんですが、やはり識別するという努力をしていただきたい。センサーも、ずっと監視するわけにはなかなかいかないの、農家の方とかの協力を得ながら、ぜひお願いします。

（会長）

ありがとうございます。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

（委員）

すみません。素人で、これだけでは分からないのでお聞きしますが、このニホンジカとかカモシカを捕獲したことはあるわけですね。よくクマを捕獲すると山に帰したりしていますけど、どういう運びになっているのか、そこを知りたい。実際よく、ニホンジカでしょうか。ジビエ料理で鹿を出したりするようなお店も聞きますので、そういうのにも捕獲したのが利用されているのか。何かその辺、お聞きしたいと思います。

（鳥獣捕獲管理室長）

鳥獣捕獲管理室長でございます。捕獲したカモシカの処理はどうしているのかというご質問についてですけれども、まず基本的に、カモシカについては特に食肉として販売等はしていません。実際は捕ったところで埋設して自然に帰しているという状況です。

それからニホンジカについては、極力捕獲したものは利活用していこうという取組は進めているところで、可能なものについては食肉加工施設等に搬入して食肉利用する、あるいは猟師さんが自家利用する。そういうような、なるべく有効活用ということを進めております。どうしても奥地とかでそういうのが難しいようなところにつきましては、やはり埋設処理という形で処理をしているところでございます。以上でございます。

（委員）

すみません。もう1つ。クマはどうでしょう。今何か、4つぐらいの項目を満たすとすぐに捕獲できると。でも猟師さんは困っているようなこともニュースで見たんですけど、静岡県ではいかがでしょうか。今捕獲のが出たんですけど、そういう処置というか、対処の仕方は。

（自然保護課長）

自然保護課長です。クマにつきましては、ここで今お話ししていますカモシカですとかニホンジカとかイノシシなどの有害鳥獣といった、被害を出すから捕獲するというものではなくて、基本的に捕獲はしておりません。数のほうが非常に少ないものですから、現状としては狩猟を自粛して、捕獲もしていない状況です。ただ、捕獲されたということで昨日もニュースになったかと思うんですけれども、あれはシカのわなに間違っただけでクマがかかってしまうということがあります。「錯誤捕獲」と申しますけれども、これは目的としているものがニホンジカなものですから、それ以外のクマがかかってしまったということで、その場合はやはり捕獲対象じゃないものですから、その場では麻酔で眠らせて近くにまた放獣するというので、クマを放獣するという話があるのは、そもそも捕獲対象としていないというところに始まっております。

その他、カモシカ、ニホンジカ、イノシシなど、今話をしたものにつきましては、そもそも捕獲するという目的でやっているものですから、捕獲したものをまた放獣する、帰すということはありません。よろしいでしょうか。

（委員）

ありがとうございました。

(会長)

ほかにございますか。よろしいですか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。本案件については、部会報告書の結論のとおり、私から知事宛て答申することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと。オンラインのほうはどうでしょう。それでは、異議なしということで、ありがとうございました。

続きまして、諮問事項に移ります。本日は諮問事項が2件あります。まず、「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準等の見直し」につきまして、水資源課長から説明をお願いします。

(水資源課長)

水資源課長です。本日は諮問事項が2件ございますので、よろしくお願いします。着座にて失礼します。

まず、諮問事項の1つ目であります「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の見直し」について、説明いたします。資料につきましては、14ページの資料2-2に概要を1枚でまとめさせていただきました。説明につきましては、次の15ページの資料2-3にありますパワーポイントの資料を使わせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、15ページの上段からご覧ください。今回の見直しの概要になります。

最初に「見直しの目的」についてですが、(1)の「地下水の持続的利用の推進」にありますように、県内の地下水利用の動向や条例の基本理念の趣旨を踏まえて、地下水の適正な利用の実施を図ることが目的となります。その上で、(2)の「地下水環境に即した規制の見直し」にありますように、令和3年度から令和6年度に実施しました地下水流動量解析調査での直近の地下水実態を基に、地域の意見を参考にして規制内容の見直しを実施していく予定です。

次に、「見直しの概要」についてですが、(1)のAにあるように、地下水の健全な水循環を確保し有効に活用することを趣旨として、地下水の適正な利用を実施していきます。具体的には、(2)のイ及びウにあるとおり、取水基準等と規制対象範囲の見直しを行なっていきます。主な取水基準等の内容につきましては、真ん中の表の(ア)から(オ)にあるとおりですが、具体的な数値の例として、岳南の規制地域のものを参考に示させていただいております。

次に、条例規制地域について、下段の図をご覧ください。

現在、県内には5か所の条例規制地域があります。条例規制地域は、地下水障害が生じている区域などの「規制地域」と、地下水障害が生じるおそれのある「適正化地域」がございします。また、16ページの上段ですけれども、条例規制地域以外の自主的に規制している自主規制地域を示してございます。こちらは地域の協議会の規約などにより規制をしている区域になります。

次に、先ほど目的の中でも触れさせていただきました、令和3年度から令和6年度に実施した地下水流動量解析調査の結果について説明いたします。資料は16ページの下段から17ページまでご覧ください。県内を大きく3地域に分けまして、16ページ下段が東部地域、17ページ上段が中部地域、17ページ下段が西部地域の結果を表示してございます。条例規制地域と地下水流動量解析調査の地下水系の地域が一致しないため、少し分かりづらい箇所もございますけれども、図の中で、ピンクの太い枠線で囲まれた、ピンクの小さい丸数字が書いてあるかと思うんですが、このエリアが条例規制地域になります。丸がついていない黒色の数字は、調査の結果の出ている地下水系のエリアになります。

今回の調査では、地下に存在している地下水量に対して、地下水障害を発生させずに利用できる地下水量として利用可能量を地下水系ごとに算定しております。その上で、同じ地下水系のエリアで実際にくみ上げられた地下水の現状の揚水量を並べて比べております。

図の中でピンク色に塗られたエリアがございすけれども、これが利用可能量が現状の揚水量を下回っている箇所になります。利用可能量を現状の揚水量で割った数値が1より小さくなっているものでございす。逆に、青色で塗られたエリアは、利用可能量が現状の揚水量を大きく上回っている箇所になります。利用可能量が現状の揚水量で割った数値が1よりも大きくなりますが、特に割った数字が2より大きくなったエリアを青色で示しております。簡単に言いますと、この青色で塗った地域は、地下水量が2倍以上の余裕があるという形になります。地域ごとに特徴がありますが、例えば中部地区などを見ますと青色のエリアが非常に大きく、地下水量に余裕があることが分かります。これらのデータを基にして、さらに詳細な検討につきましては地下水部会でお願ひしたいと考えているところです。

最後になりますけれども、18 ページ上段に取水基準の項目別見直し方針をまとめておりますが、各種調査の結果や水需要の動向、地元の意見等を踏まえて見直しを行なう予定でございす。

また、スケジュールにつきましては、下段にございすけれども、今年度から来年度にかけて、地下水部会で5回ほど協議を予定しております。見直し案がある程度まとまった段階で規制対象地域の市町の意見聴取やパブリックコメントを行ない、調整した後に最終的に答申をいただき、県公報で告示をして確定する予定となっております。地下水取水基準等の見直しについての説明は以上となります。よろしくお願ひします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等があればお願ひします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。それではお願ひします。

(委員)

1点、よろしいでしょうか。

(会長)

委員、お願ひします。

(委員)

資料16 ページ(資料2-3)の下のスライドに地下水利用可能量算定という記載があり、事前調査にて明らかにされていますが、具体的に地下水の利用可能量を算定する方法についてご説明いただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

(水資源課長)

利用可能量ですけれども、委託業務で専門のコンサルに発注して計算をしているわけですが、実際の揚水量と地下水位の変化によって出していると聞いておりますが、すみません。私も専門的なところがあまりよく分かっていけませんので、お答えがこの程度しかできないんですけれども。

(委員)

調査用の井戸を掘られてデータをとられているのか、既存の井戸を使ってデータをとられているのか、どちらでしょうか。

(水資源課長)

既存の井戸を使っているかと思います。

(委員)

分かりました。詳しい説明は地下水部会にてお願いします。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

委員、どうぞ。

(委員)

何回もすみません。2つ質問で、1つは、地下水の利用って結構——今回、1以下のところと、あと2倍以上のところというのがたくさん出ていて、特に1以下のところって、富士市だとか西部のほうだとか、割と工場とか、多分開発されているようなところがそうになっているというふうに感じられてですね。そういう場合、これは昭和54年に最初に決まっていて、この間、結構長い期間が空いて——見直しはもちろんするべきだと思いますし、こういう調査をしたことはよかったと思うんですけど、途中、ここまでの経緯の中で何か問題があったのかなというようなことを思ったりもするので、市町のほうから何か確認みたいなことがあったのかなと。私は本当に素人なので、工場用水だとか、あるいは農業用水、利水ですか——という部分の地下水の揚水の形なんかで問題があったことがあるのかどうかとか、なぜこの時期になってやっとな変更を考えるようになったのか、途中経過を知りたいと思いますので、お願いします。

(水資源課長)

ありがとうございます。これまで、地下水取水基準の見直しについては、おおむね10年おきに実施してございます。もともと地下水の取り過ぎとかで、地盤沈下であったり地下水位の低下という状況があってこの規制が始まったわけですが、それ以降徐々に回復しておりまして、現在1以下というところについても、数値的には1を下回っておりますが、大幅に下回っているところはなく、さらに地下水位の低下とか、そういう異常は見受けられないという状況になっております。

途中についても、見直しをしている段階で、その都度地下水の調査をしまして、基準を下げたりということはしております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。10年ごとの調査とか——たしか一番低いのが0.68ぐらいだったので、確かにすごく大きな数の低下じゃないのかなというふうには思ったんですが、ただ、このところ、例えば道路の陥没だとか、地下水に関する問題というのが、結構ハード建設の——あと時間が経っていて、長期化のいろんなものもあるので、途中、できるだけ予防的な措置というようなことを事前に考えておられて何か少しされているのかなとか。10年ごとの定期的なことだけではなくて、そういうことはどうだったのかなというのも気になったのでお聞きしました。でも、分かりました。ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

実は私、10年前の部会長なんですが、東部地区と、特に西部地区ですね。このピンクのところは10年前にはなかったんですよ。だから、10年経ってこれだけ何かなって来ていると。それか

ら東部地区においては、2～3か所——もちろんもともと岳南地域は地下水くみ上げが問題になっているところなのですが、それで抑えて抑えて3か所ぐらいがピンク色だったと思うんですが、それがここへ来てこれだけになっているというので、やっぱり10年できちんと見直していかなければいけないなと思いました。

（委員）

ありがとうございます。

（会長）

水資源課長、いいですか。

（水資源課長）

はい、ありがとうございます。

（会長）

よろしいですかね、ほかに。この件につきましては、水循環に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、地下水部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会場は異議なしということで。オンライン参加の方は、異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。オンラインのほうも異議なしということで。

それでは、異議なしということで決定いたします。なお、地下水部会に所属する委員につきましては、条例第5条第2項の規定により、会長が指名することになっております。お手元の資料の3から4ページの委員一覧で地下水部会に「○」が記載されている方々をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。部会長につきましては、条例第5条第3項の規定により、部会委員の互選によって決定されるようお願いいたします。部会の検討結果については、また改めて本審議会にご報告していただき、審議会として答申することといたします。

続きまして、「富士川圏域流域水循環計画の策定」につきまして、水資源課長から説明をお願いいたします。

（水資源課長）

水資源課長です。よろしくお願いいたします。

諮問事項であります「富士川圏域流域水循環計画の策定」について説明いたします。

資料は、19ページの資料3-1から、20ページから28ページにかけての資料3-3までとなっております。資料3-1は諮問書の写し、資料3-2は今回の諮問事項の概要となっております。私からは、23ページからの資料3-3のパワーポイントを用いてご説明いたします。

まず、説明の流れにつきましては、ご覧のとおりになってございます。

はじめに、流域水循環計画についてでございます。水循環保全条例第15条において、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域ごとに流域水循環計画を定めることとしております。「健全な水循環」の定義でございますが、イメージ図が表わすような、人の活動と環境保全に果たす水の役割が適切に保たれた状態のこととされております。自然環境と相互に作用しながら、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たす、この健全な水循環を保全するため、流域に関わるあらゆる主体が連携し、施策を効果的に推進するため本計画を策定いたします。

流域水循環計画の策定根拠について、次の24ページの下段で説明いたします。

流域水循環計画は、水循環基本法に基づき国が策定する水循環基本計画の中で、地方公共団体

等が努力義務として策定することとなっております。また、前のスライドで説明したとおり、県の水循環保全条例においても、計画を定めることと規定しております。詳細な説明は、前回の太田川の説明のときと同様ですので、ここでは割愛させていただきます。

資料の 25 ページ上段をご覧ください。

昨年度 8 月に国の水循環基本計画が改正されまして、「流域総合水管理」という考え方が新たに示されました。これについても詳細は割愛いたしますが、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」の 3 つの要素において、利益が相反する部分は適宜調整し、相乗効果が得られる部分は効果を高めるように施策を進めていくものでございます。この考え方を取り入れながら計画を策定し、流域に関する施策を推進していきたいと考えております。

25 ページ下段をご覧ください。

先ほどの国の基本計画の改訂を念頭に置き、流域水循環計画の策定目的を「流域総合水管理の考え方を踏まえた流域マネジメントの一層の推進」といたします。流域水循環計画を策定し流域マネジメントに取り組むことにより、流域における一体感の創出、流域に応じた課題解決策の効率的な実施、地域のブランド力の向上による地域活性化など、様々な効果を生み出すことが期待されます。

26 ページ上段をご覧ください。

本県における流域水循環計画は、一級河川水系及び主要な二級河川水系を中心に、県内を 8 圏域に区分し、圏域ごとに策定していきます。さきにも説明したとおり、昨年度は浜名湖圏域において計画を策定し、本年度は既に太田川圏域の計画策定に着手しており、富士川圏域においては、県として 3 例目の計画策定に着手します。

26 ページ下段をご覧ください。

富士川圏域流域水循環計画は、富士川水系の流域を対象とする、面積約 720 平方キロメートルの圏域です。関係市町は、沼津市の一部、富士宮市、富士市の 3 市になります。

27 ページ上段をご覧ください。

本圏域の水循環の流動量解析を行なった結果を図及び表に示しております。この数字を今後詳細に照査してまいります。本圏域の降水量は、本圏域を含む 8 圏域の平均よりもやや少ない状況です。一方、地下水の涵養量は 8 圏域の平均の約 1.4 倍の量となっております。また、湧水量、地下水揚水量は 8 圏域の平均よりも多くなっております。これらの結果から、富士・愛鷹地域の水源涵養機能の保全及び地下水の保全と利用のバランスが大切な圏域となっております。

次に、富士川圏域の水循環を取り巻く現状について説明いたします。27 ページ下段をご覧ください。

「水質」に関しては、芝川の水質改善が図られてまいりました。「水量」に関しては、本圏域の特徴として、地下水量が他圏域に比較して多いこともあり、地下水利用量も多く、水道水源の多くが湧水や地下水を水源としております。このことから、これまで地下水利用者による自主規制や県の地下水条例等により、地下水の保全と利用の両立を図っています。

「災害・治水」に関しましては、本圏域に限ったことではございませんが、気候変動に伴う豪雨の激甚化による水害等が発生しております。富士川水系流域治水プロジェクト等に基づき、あらゆる関係者が連携し、被害の最小化に向けた取組を推進しています。

「自然環境」に関しましては、多くの遊水池・湧水群の水源となる森林を適正に管理する必要があるほか、ここに示しました浮島沼や小田貫湿原など、水辺環境、生息環境の保全等を推進していきます。

「暮らし」に関しましては、富士山や白糸の滝が国指定名勝に指定されておりますが、名勝としての富士山や白糸の滝の保全を行なっております。

計画の策定、施策の推進体制について、次のページで説明いたします。28 ページ上段をご覧ください。

赤色の、国、県、市で構成される富士川圏域流域水循環協議会が中心となり策定を進めていきます。計画の進捗状況は、協議会から、青色の水循環保全部に適宜報告いたします。また、計画の策定過程において、適宜県環境審議会の皆様からご意見をお伺いし、計画案に反映していきます。

並行して、関係団体等に対してアンケートを実施し、それらの意見も計画に反映していきます。

計画策定後の推進体制についても、同様に、流域水循環協議会が中心となり、関係機関や団体、事業者等と連携し、取組を推進します。取組の進捗を確認しつつ、進捗状況は適宜流域水循環協議会から水循環保全部に報告し、また適宜県環境審議会の意見を聴くことといたします。

計画の期間は10年間とし、策定5年後に中間評価を実施するとともに、水循環を取り巻く情勢に応じて計画の見直しを検討していきます。

最後になりますが、計画のスケジュールについてご説明いたします。28 ページ下段をご覧ください。

環境審議会及び水循環保全部会については、中段の緑色の部分になります。本日の審議会の諮問の後、水循環保全部会において3回程度審議を行ない、いただいたご意見を計画に順次反映してまいります。①が現状と課題を整理した段階、②が理念・目標・施策を取りまとめた段階、③が計画案がまとまった段階で、それぞれ審議をお願いする予定としております。令和8年9月に審議会から答申をいただいた後、県内部での最終調整を経て、令和8年10月に計画の決定をすることを目指してございます。以上で、「富士川圏域流域水循環計画の策定」についての説明を終わります。審議のほど、よろしくお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

（委員）

じゃ、よろしいですか。

（会長）

委員、お願いします。

（委員）

ご説明ありがとうございます。私からは2点質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、幹事会の位置づけについてです。今ご説明にありました、28 ページ下段のスライドの中に「幹事会」という項目がございますが、これは浜名湖圏域流域水循環協議会の策定体制と同様に、富士川圏域流域水循環協議会の中に位置づけられていると考えてよろしいでしょうか。あるいは富士川圏域流域水循環協議会が幹事会を兼ねるという考え方なのでしょうか。この点について、まずはご説明をいただければと思っております。本来ならば、太田川の圏域流域水循環協議会のときにも同じようなスライドが出ておりましたので、その際にご指摘すべきかと思いましたが、今回良い機会をいただいておりますので、改めてお伺いしたいところでございます。以上が1点目でございます。

（水資源課長）

質問ありがとうございます。富士川圏域流域水循環協議会の中に位置づけられておりまして、計画の具体的な内容について、確認・調整をする場として設けております。以上です。

（委員）

ありがとうございます。そのメンバーの選定等は、この流域の協議会の中に付託されているという理解でよろしいでしょうか。それとも互選で選ばれているのでしょうか。

（水資源課長）

協議会の中のメンバーで、さらに実務的なレベルの人を選定してございます。

（委員）

ありがとうございます。2点目です。この2点目に関しましては、ちょうど28ページの上段とも関わり合いがあるんですが、関係団体や県民の皆様から意見を聴取するということについて、伺いたいと思います。浜名湖圏域での説明会に準ずるものとして、28ページ下段にありますアンケートやパブリックコメントの実施を考えていらっしゃるかと理解しております。以前、第1回の環境審議会において、委員からのご質問に対する回答として、水資源課長様から「太田川圏域の計画策定に当たり関係団体等の意見を聴く」というご説明があったかと存じます。そこでお尋ねしたいんですが、現時点でのアンケートの対象となる関係団体、意見を集める範囲、そして情報発信の方法ですね。これについて、どのような方向性をお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。あわせて、第1回の環境審議会で議論しました太田川圏域では、既にアンケートの実施がタイムスケジュール的にされていると思います。もし可能でしたら、そのアンケートの内容や実施例、情報発信の方法についても、今回参考となるかと思いますので、ご教示いただければと思います。2点目は以上です。

（水資源課長）

ありがとうございます。まず、太田川圏域のことから説明させていただきます。

太田川圏域につきましては、リバーフレンドシップという交通基盤部が行なっている取組や、あと経済産業部で行なっております多面的機能支払交付金の活動団体、これらを中心にアンケートを依頼しました。このほかにも、管内の土地改良区、森林組合、漁協、それから森づくり団体、管内で活動しているNPO団体等にもアンケートをお願いしております。内容についてでございますが、太田川圏域の活動の内容、どのような活動をしているかということ、それから課題に感じていること、計画に挙げる理念や圏域の目指すべき姿などについても伺っております。今後の富士川圏域についても、基本的に同じような形でアンケート等を実施していきたいと思っておりますが、富士川圏域につきましては地下水や森林の保全に関する団体が多いかと思っておりますので、そういったところを中心にアンケートを取るようなことを考えてございます。

それから、情報発信についてですけれども、現在まだ情報発信については検討中でございますが、本計画は、主に行政が実施する施策の方向性を示すものでありますので、まずは関係する行政機関への周知というものが一番重要なかなと思っておりますが、民間の活動団体についても協力が不可欠でありますので、アンケートに協力いただいた各団体に関しまして、メール等により出来上がった計画を周知するとともに、各団体の意見交換の場などの機会があれば、今後行なう見直し等の情報収集も兼ねて参加させていただきたいと考えております。

なお、昨年度策定しました浜名湖圏域につきましては、本年度、環境団体の意見交換会に参加させていただいております。その中で計画の内容についても情報提供をさせていただいておりますので、同様な対応をこれから図っていききたいと考えております。以上です。

（委員）

ありがとうございます。民間の環境団体、あるいはNPO。前回の委員からのご指摘がありまし

て、私もお伺いして「なるほどな」と思うところが多かったです。つまり、民間の団体、NPOというのは、その場に根差した問題を非常に熟知しているわけですから、その情報を吸い上げる必要が私はあるかなと思います。あわせて、今回この水循環計画というのは、各地域、危険度によって優先順位が決まっていたかと記憶しております。ぜひこの富士川圏域の危険度に対しても、それを熟知した民間、NPOの情報を理解しつつアンケートを取って、計画に盛り込んでいただければと思います。どうもご説明いただきありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。ほかにございますか。

（委員）

いいですか。

（会長）

はい、委員。

（委員）

せっかくの機会ですので、現場から少しお話をさせていただきたいと思います。

うちでも地下水を使用してメロン栽培をしております。一番最初に井戸を掘ったときに、「近くの工場は地下80mの水域を使っているので、私のところは60mのほうがいいね」というふうに井戸屋さんに教えていただきました。そのときに、「小笠山で30年前に降った雨が、今私のところの60m下の地下水として流れているんだよ」というようなお話もいただきました。それからほどなく、小笠山がだいぶ、エコパもそうですし、工業団地の誘致とかで削られました。平成10年にはすごい大水が出たんですね。そういうこともあって、ここのところで水源涵養機能の保全ということをとにかく考えていただきたいのと、今年うちの井戸は、だいぶ井戸水の噴出量が少なくなっています。雨がいないという、この気候は、これから先も十分あり得ることかと思いますが、そういうことも含めて、樹木をきちんと大事にするとか、そういうふうな自然保護のことも考えていただきながら、こういう計画を立てていただけるといいなと思います。富士川流域は湧水が多いので、うちのほうの流域とはまた違うかとは思いますが、それぞれのところで、それぞれに合ったような自然と水——水って有限なものだと思いますので。無限ではないと思います。

それから、工業団地を誘致したときは、そちらににすごく水を取られます。なので、そういうことも、工場誘致をするときには、「ここの工場はどれぐらい水を使うのか」というのも含めた上で、その先にある田んぼに流れてくる水とか生活用水とか、そういうことも含めて考えていただきたいとは思っていますので、もう本当に、小さな農家さんたちの思いを日々聞いている身としては、アンケートもそうですが、「こんな小難しいこと言われたって、おらには分からんわい。どうしてくれるだい」といって持ってこられた方がいらっしゃいました。「でも、これは自分たちが今から農業をやっていく上でとても大切なことだから、もし自分で分からねば、大勢の方と相談をして、きっちり答えたほうがいいかもしれないよ」というふうにアドバイスをさせていただきましたし、「とうもろの会」にもアンケートをいただきましたが、私では歯が立ちませんでしたので、公務員だった男性職員と一緒に2人でアンケートの答えを出させていただきましたけれども、そうやってアンケートをするのはいいのですが、本当に少しでも皆さんに分かりがよいようにアンケートも作っていただけたら大変ありがたいかなと思います。

これはお願いというほうが大きいと思いますので、お答えは結構ですが、これから先、何かやられるときには、そういうことも留意をして、答えてくれる人がどんなレベルの人なのかなということも考えに入れていただけたらありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。課長、いいですか。

(水資源課長)

ありがとうございます。アンケートを取らせていただいて、その内容も踏まえまして、幾つかの団体にこれから聞き取りに回りたいと思っております。そういったところで、アンケートになかなかお答えできなかったようなことも聞き取りしたいなと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

まずは委員、太田川流域を今やっている最中ですのでぜひお願いします。

(委員)

そうですね。

(会長)

それと同時に、同じような流域全部についてもお願いしたいと思います。ほかにございますか。なければ、この件につきましては、水循環に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、水循環保全部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会場のほうは異議なし。オンラインのほうでご異議ある場合は、「挙手」ボタンにてお知らせください。オンラインのほうも異議なしということで、それではそのように決定いたします。

水循環保全部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

それでは次に、報告事項に移ります。本日は部会からの報告事項が1件あります。「温泉部会審議結果」について報告を求めます。それでは、温泉部会長、よろしくお願いいたします。

(委員)

温泉部会長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、令和7年8月4日に開催いたしました令和7年度第1回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料4、「温泉部会審議結果（令和7年度第1回）」をご覧ください。

諮問事項である、温泉法に基づく増掘及び動力装置の許可申請に係る第1号から第3号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、8月4日付けで温泉部会から審議会に報告し、8月7日付けで知事へ答申いたしました。温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。どうぞ。よろしいですか。

特にないようですので、以上をもちまして本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。特にここで言っておきたいという。

はい、委員。

(委員)

議題に関すること以外でもよろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(委員)

ありがとうございます。外来種対策について、少し情報提供といいたいでしょうか、お願いしておきたいことがありまして、ここで一言述べさせていただきたいと考えています。

先日、兵庫県のほうで外来種対策のフォーラムがありまして、そちらに行っていました。そうしたら、兵庫県のほうでは、世界最強最悪の侵略植物というナガエツルノゲイトウが繁茂して蔓延してしまって、今大変なことになっているわけです。外来生物法も改正されまして、そこから辺から一体兵庫県としてはどういう取組をしているかというのを発表していました。これはカンニングペーパーで、兵庫県の人が使っていたやつなんですけど、外来生物法改正による地方公共団体の責務は一体何かというところから発表されていたんですね。県としましては、「県は被害防止のための必要な措置を講ずるのが責務であるから、やらなきゃいけないんだ」と。これは静岡県にも言ってほしいと私はつくづく思ったんですが、ということで、8月には庁内横断の対策本部もつくって、いろんな部署。環境部局、それから土木部局、農林水産部局で対処をするということをおおらかに言っているみたいなんです。費用がすごくかかっているわけなんです。例えば、令和6年度の当初予算が2,300万円で、補正予算で1億1,000万円使っていると。農林のほうで6,500万円、環境部局で3,100万円、土木部局で1,800万円ということで、非常に大きなお金を使っている。7年度当初はまだまだ環境部局で900万円なんですけど、それほど蔓延してしまうと億単位の予算が必要になる。となると、今まだ静岡県は、麻機が蔓延ぎみですが、まだ早期駆除ができる段階かなというところで、今数十万円を出すか、後ほど億単位のお金を出すかということを見ると、やはり静岡県としても、今ナガエツルノゲイトウが入ってきて大変なことになっていますので、ぜひしっかりと対処していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

(自然保護課長)

自然保護課長でございます。委員のほうから、貴重な情報提供とご意見ありがとうございます。確かにおっしゃられるとおり、蔓延してからでは遅いということとはよく認識しております。

現状としては、まだ多くの実害が出ていない中で、ただこれは駆除の方法を誤りますとさらに広がってしまうといった植物だということも理解をしておりますので、兵庫県の情報を今いただきましたので、そちらの話もお伺いしたりしながら、どのような対応をしていけば検討の上、県のほうでも取組を考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(会長)

よろしいですか。これは何か、水が絡んでいて、外来種がいた水を配ったら、水田でどんどん繁茂していったという話じゃなかったでしたっけ。兵庫県の話は。

(委員)

そうです。水系伝いで流れていくということも1つにありますし、ぼんと飛び地的に出てくるから鳥が運んでいるんじゃないかという話もありますし、陸域のところにかかってくると、今度は草刈りをする。それでぶわっと広がるとか、対策しようと思って重機で何かやったら、そのままわっと広がっていったとか、拡散の方法はいろいろあるみたいです。

(会長)

はい、ありがとうございます。頑張ってください。ほかにございますか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございます。